

令和4年11月29日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和4年12月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第87号	一宮市個人情報保護法施行条例の制定について ……………	1頁
議案第88号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律等の施行に関する条例等の一部改正について …	5頁
議案第89号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて ……………	8頁
議案第90号	特別職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	10頁
議案第91号	一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関 する条例の一部改正について ……………	12頁
議案第92号	一宮市職員の退職手当に関する条例及び一宮市病院事業職員の退職手 当に関する条例の一部改正について ……………	33頁
議案第93号	一宮市手数料条例の一部改正について ……………	37頁
議案第94号	一宮市道路占用条例等の一部改正について ……………	39頁
議案第95号	一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について ……………	60頁
議案第96号	一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の制定について ……………	63頁
議案第97号	一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センター の設置及び管理に関する条例の一部改正について ……………	71頁
議案第98号	小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について ……………	74頁
議案第99号	普通財産の無償譲渡について ……………	75頁
議案第100号	訴えの提起について ……………	77頁
議案第101号	一宮市社会福祉センターききょう会館の管理に係る指定管理者の指定 について ……………	79頁
議案第102号	エコハウス138及び一宮市ゆうゆうのやかたの管理に係る指定管理者の 指定について ……………	80頁
議案第103号	一宮市総合体育館等の管理に係る指定管理者の指定について ……………	81頁
議案第104号	アイプラザ一宮の管理に係る指定管理者の指定について ……………	83頁

議案第105号	一宮市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の管理に係る指定管理者の指定について	84頁
議案第106号	市道路線の廃止及び認定について	85頁
議案第107号	令和3年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について	100頁
議案第108号	令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について	101頁
承認第6号	専決処分の承認について	102頁
報告第24号	専決処分の報告について	118頁

一宮市個人情報保護法施行条例の制定について

一宮市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が地方公共団体に新たに適用されることに伴い、開示請求に係る手数料等、条例で定めることができるとされている不開示情報から除く事項及び開示の手続に関する特例等を定めるため、本案を提出する。

一宮市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(不開示情報から除く事項)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)第7条第1項第2号ウに掲げる情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

2 開示請求者は、前項に規定する額の手数料のほか、法第87条第1項本文の規定に基づき文書又は図画に記録されている保有個人情報について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、同項本文の規定に基づき電磁的記録に記録されている保有個人情報について同項本文に規定する行政機関等が定める方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして市長が規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(開示の手続に関する特例)

第5条 開示決定等は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(一宮市個人情報保護審議会)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、及び個人情報の保護に関し市長が必要と認める事項を審議するため、市に、一宮市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、その権限に属する事項を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第7条 前条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及び令並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、地方公共団体の機関(議会を除く。)が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(一宮市個人情報保護条例の廃止)

2 一宮市個人情報保護条例(平成12年一宮市条例第3号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例第25条の規定により一宮市個人情報保護審議会に対して行われている諮問は、第6条第1項の規定による審議会に対する諮問とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第31条第3項の規定により一宮市個人情報保護審議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、第6条第3項の規定により審議会の委員(以下「新委員」という。)に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、法若しくは令又はこの条例にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例に規定する報酬の額の適用区分)

6 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)別表第1第14項に掲げる報酬の額は、この条例の施行の日以後については新委員に対して適用し、同日以前については旧委員に対して適用する。

(一宮市情報公開条例の一部改正)

7 一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(他の制度との調整) 第14条 法令 _____ _____ 又は他の 条例(一宮市個人情報保護条例(平成12年 一宮市条例第3号)を除く。)の規定により、 閲覧、視聴若しくは縦覧又は謄本、抄本 その他の写しの交付の手続が別に定めら	(他の制度との調整) 第14条 法令(個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号)を除く。)又は他の 条例 _____ _____ の規定により、 閲覧、視聴若しくは縦覧又は謄本、抄本 その他の写しの交付の手続が別に定めら

れている文書等及び電磁的記録については、行政文書の公開をしない。 2 略	れている文書等及び電磁的記録については、行政文書の公開をしない。 2 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第88号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例等の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

博物館法(昭和26年法律第285号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例等の一部を改正する条例

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正)

第1条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例(平成24年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(博物館法関係) 第4条の2 博物館法(昭和26年法律第285号) 第22条の規定により条例で定める一宮市博物館運営協議会及び一宮市三岸節子記念美術館運営協議会の委員の任命の基準については、同条後段の文部科学省令に定めるとおりとする。	(博物館法関係) 第4条の2 博物館法(昭和26年法律第285号) 第25条の規定により条例で定める一宮市博物館運営協議会及び一宮市三岸節子記念美術館運営協議会の委員の任命の基準については、同条後段の文部科学省令に定めるとおりとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 一宮市旅館業法施行条例(令和2年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)・(2) 略 (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (4)・(5) 略 2 略	(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 (4)・(5) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市博物館条例の一部改正)

第3条 一宮市博物館条例(昭和62年一宮市条例第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設置) 第1条 郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、	(設置) 第1条 郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、

<p>学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、博物館を設置する。 (博物館運営協議会) 第4条の2 <u>法第20条第1項</u> _____の規定により、一宮市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2・3 略</p>	<p>学術及び文化の発展に寄与するため_____、博物館を設置する。 (博物館運営協議会) 第4条の2 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項</u>の規定により、一宮市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2・3 略</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市三岸節子記念美術館条例の一部改正)

第4条 一宮市三岸節子記念美術館条例(平成17年一宮市条例第68号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(設置) 第1条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、市民の文化及び教養の向上を図るため、一宮市三岸節子記念美術館(以下「美術館」という。)を設置する。 (美術館運営協議会) 第4条 <u>法第20条第1項</u> _____の規定により、一宮市三岸節子記念美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2・3 略</p>	<p>(設置) 第1条 _____ 市民の文化及び教養の向上を図るため、一宮市三岸節子記念美術館(以下「美術館」という。)を設置する。 (美術館運営協議会) 第4条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項</u>の規定により、一宮市三岸節子記念美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第89号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国会議員に係る期末手当の取扱いに準じて、市議会議員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国の特別職に係る期末手当の取扱いに準じて、特別職員に係る期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第91号

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

職員の給与を国家公務員の給与改正に準じて改正するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p>

<p>ア 医療職給料表(1) 【別記3 参照】 備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2) 【別記4 参照】 備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3) 【別記5 参照】 備考 略</p>	<p>ア 医療職給料表(1) 【別記3 参照】 備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2) 【別記4 参照】 備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3) 【別記5 参照】 備考 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		

47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600		393,300		
95		295,200	343,100		393,600		
96		295,600	343,500		393,800		
97		295,800	343,700		394,000		
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				

	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000	350,400						
	115		301,300	350,700						
	116		301,700	351,000						
	117		301,900	351,500						
	118		302,100	351,900						
	119		302,400	352,200						
	120		302,700	352,500						
	121		303,100	353,000						
	122		303,300	353,400						
	123		303,600	353,700						
	124		303,900	354,000						
	125		304,200	354,500						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500

46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900
71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400
72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900
73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,300
74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,800
75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,300
76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,800
77	218,200	255,800	287,700	314,200	362,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500	362,700
79	219,100	256,700	288,700	314,800	363,200
80	219,500	257,200	289,100	315,100	363,700
81	220,000	257,500	289,500	315,400	364,100
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	

	102	228,500	263,200	299,200	321,000	
	103	228,900	263,500	299,500	321,300	
	104	229,300	263,800	299,800	321,500	
	105	229,700	264,000	300,100	321,700	
	106	230,200	264,200	300,500	322,000	
	107	230,500	264,500	300,900	322,300	
	108	230,900	264,700	301,300	322,500	
	109	231,100	265,000	301,600	322,700	
	110	231,500	265,300	302,000	323,000	
	111	232,000	265,600	302,400	323,300	
	112	232,400	265,800	302,700	323,500	
	113	232,600	266,000	302,900	323,700	
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	603,400
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	604,400
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	611,400
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	612,400
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	613,400
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	614,400
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	615,400
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	616,400
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	617,400
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	618,400
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	619,400
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	620,400
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	621,400
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	622,400
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	623,400
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	624,400
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400

	48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	
	66		469,700	521,400		
	67		470,400	522,100		
	68		471,000	523,000		
	69		471,300	523,900		
	70		472,000	524,700		
	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	

49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	409,100	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	409,600	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	409,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	410,200	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	410,400	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300	387,900		
87		289,700	325,600	346,600	388,300		
88		289,900	326,000	346,900	388,700		
89		290,300	326,400	347,300	389,100		
90		290,500	326,800	347,600	389,600		
91		290,700	327,200	348,000	390,000		
92		290,900	327,600	348,300	390,400		
93		291,300	327,900	348,700	390,800		
94		291,500	328,100	349,000	391,300		
95		291,700	328,500	349,300	391,700		
96		292,000	328,800	349,600	392,100		
97		292,400	329,000	349,900	392,500		
98		292,700	329,300	350,300	393,000		
99		292,900	329,600	350,700	393,400		
100		293,200	329,900	351,100	393,800		
101		293,500	330,100	351,600	394,200		
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				

	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600

46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000		
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500		
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900		
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300		
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700		
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200		
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600		
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000		

102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700
106	291,100	321,700	354,000	372,300	398,100
107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,600
108	292,100	322,700	354,700	373,300	399,000
109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,400
110	292,600	323,500	355,700	374,300	399,800
111	292,800	323,800	356,200	374,800	400,300
112	293,200	324,100	356,700	375,300	400,700
113	293,500	324,500	357,200	375,900	401,100
114	293,700	324,900	357,700	376,300	
115	294,100	325,300	358,200	376,800	
116	294,400	325,600	358,600	377,300	
117	294,700	325,800	359,000	377,900	
118	295,000	326,100	359,400	378,300	
119	295,300	326,500	359,900	378,800	
120	295,700	326,700	360,400	379,300	
121	296,000	326,900	360,800	379,900	
122	296,400	327,200	361,300	380,300	
123	296,700	327,500	361,800	380,800	
124	297,100	327,800	362,300	381,300	
125	297,300	328,000	362,600	381,900	
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900	338,000			
155	306,100	338,400			
156	306,400	338,800			
157	306,700	339,100			

	158	307,000	339,500					
	159	307,300	339,900					
	160	307,600	340,300					
	161	308,000	340,600					
	162	308,300	341,000					
	163	308,600	341,400					
	164	308,900	341,800					
	165	309,300	342,100					
	166	309,600	342,500					
	167	309,900	342,900					
	168	310,200	343,300					
	169	310,600	343,600					
	170		344,000					
	171		344,400					
	172		344,800					
	173		345,100					
	174		345,500					
	175		345,900					
	176		346,300					
	177		346,600					
	178		347,000					
	179		347,400					
	180		347,800					
	181		348,100					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

第2条 一宮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 法第3条第1項の規定により採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 略</p>

<p>【別記 参照】 2～5 略 (給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>【別記 参照】 2～5 略 (給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

号給	給料月額
1	375,000円
略	

改正案

号給	給料月額
1	376,000円
略	

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
<p>第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4</p>	<p>第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4</p>

条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の表の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第16条第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和4年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第92号

一宮市職員の退職手当に関する条例及び一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例の一部改正について

一宮市職員の退職手当に関する条例及び一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の退職手当の支給に係る要件のうち、1月当たりの勤務日数に係る要件を緩和するため、本案を提出する。

一宮市職員の退職手当に関する条例及び一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の退職手当に関する条例(昭和31年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第10条第2項において同じ。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。_____)が18日_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第10条第2項において同じ。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(一宮市の休日に関する条例(平成3年一宮市条例第1号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)</p> <p>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての</p>

勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日

以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に定める期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 略

3～17 略

勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数

が職員みなし日

数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に定める期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 略

3～17 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例(平成19年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(一宮市の休日に関する条例(平成3年一宮市条例第1号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に</p>

<p>_____以上ある月が 引き続いて12か月を超えるに至ったもの で、その超えるに至った日以後引き続き当 該勤務時間により勤務することとされて いるものは、職員とみなしてこの条例の規 定を適用する。</p>	<p><u>相当する日数を減じた日数</u>以上ある月が 引き続いて12か月を超えるに至ったもの で、その超えるに至った日以後引き続き当 該勤務時間により勤務することとされて いるものは、職員とみなしてこの条例の規 定を適用する。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一宮市職員の退職手当に関する条例(次項において「改正後退職手当条例」という。)及び第2条の規定による改正後の一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例(次項において「改正後病院退職手当条例」という。)の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項並びに改正後病院退職手当条例第2条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

コンビニ端末を利用した住民票の写し等の自動交付サービスに係る手数料について、令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間、減額する特例措置を講ずるため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 1～4 略	付 則 1～4 略 <u>(令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)</u> 5 <u>令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市道路占用条例等の一部改正について

一宮市道路占用条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

愛知県道路占用料条例(昭和43年愛知県条例第8号)及び愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)の一部改正に伴い市道に係る占用料等の額の改定を行い、道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正に伴い新たに自動運行補助施設を道路の占用物件に加え、及び期間が1月未満の場合の占用料等の額について消費税相当額を加算するため、本案を提出する。

	第2種電話柱	1本1年につき	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	略		
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	570
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第5号に掲げる	略		
	上空に設ける通路	占用面積1平方メー	1,100

施設			トル1年につき	
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	680
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	標識		1本1年につき	1,500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
		その他のもの	1本1月につき	230
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
		その他のもの	1基1月につき	1,100
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	230
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	190

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	略		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	略		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額

改正案

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85

	略				
	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートル1年につき	5	
	路上に設ける変圧器		1個1年につき	830	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	510	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,700	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	720	
	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,400	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	36	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	51	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	77	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510	
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
		運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の		1本1年につき	1,400

	柱類			
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略			
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,200
令第7条第2号に			占用面積1平方メートル	1,700

掲げる工作物		トル1年につき	
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	170
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	略		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	略		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額

	トル1年につき	て得た額
--	---------	------

(一宮市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 一宮市法定外公共物管理条例(平成17年一宮市条例第125号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(占用料の端数計算) 第10条 占用料の <u>端数計算</u> は、次に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 略 別表(第9条関係) 【別記 参照】 備考 略	(占用料の算定方法) 第10条 占用料の <u>算定</u> は、次に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 占用の期間が1月未満の占用についての <u>占用料の額は、前2号及び別表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。</u> (4) 略 別表(第9条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	略		
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	6
	道水路上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790
	広告塔	表示面積1平方メー	2,300

			トル1年につき	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	570
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,100
鉄道施設及び歩廊施設類			占用面積1平方メートル1年につき	1,900
通路等	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,100
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	標識		1本1年につき	1,500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23

	その他のもの	1本1月につき	230	
	幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230	
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	230	
略				

改正案

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	略		
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	道水路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
地下に埋設する管類	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000
鉄道施設及び歩廊施設類			占用面積1平方メートル1年につき	1,700
通路等	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240
	幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	工事用板囲い、足場等工事用施			占用面積1平方メートル1月につき

設			
略			

(一宮市都市公園条例の一部改正)

第3条 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 (1)・(2) 略 (3)・(4) 略	別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 (1)・(2) 略 (3) <u>許可の期間が1月未満の場合は、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。</u> (4)・(5) 略
別表第12(第12条関係) 分区園の使用料 表略 備考 <u>1年に満たない期間は、これを1年とする。</u>	別表第12(第12条関係) 分区園の使用料 表略 備考 <u>1 1年に満たない期間は、これを1年とする。</u> <u>2 許可の期間が1月未満の場合は、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。</u>
別表第15(第13条の2、別表第1関係) 光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿川緑地の一部 表略 備考 <u>利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u>	別表第15(第13条の2、別表第1関係) 光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿川緑地の一部 表略 備考 <u>許可の期間が1月未満の場合における利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額に1.1を乗じて得た額とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	単位	使用料
略		

公園施設の設置 及び管理	略			
	公園施設の管理	略		
		建築物以外るとき	1平方メートル 1年 につき	190 円
都市公園の占用	電柱その他これに 類するもの	第1種電柱	1本1年につき	1,100 円
		第2種電柱	1本1年につき	1,600 円
		第3種電柱	1本1年につき	2,200 円
		第1種電話柱	1本1年につき	940 円
		第2種電話柱	1本1年につき	1,500 円
		第3種電話柱	1本1年につき	2,100 円
		その他の柱類	1本1年につき	94 円
	変圧塔その他これに類するもの	占用面積1平方メー トル1年につき	1,900 円	
	ガス管その他これ に類するもの	外径が0.07メート ル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	40 円
		外径が0.07メート ル以上0.1メート ル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	57 円
		外径が0.1メート ル以上0.15メート ル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	85 円
外径が0.15メート ル以上0.2メート ル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	110 円	
外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	170 円	
外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	230 円	
外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの		長さ1メートル1年に つき	400 円	
外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの		長さ1メートル1年に つき	570 円	
外径が1メートル 以上のもの		長さ1メートル1年に つき	1,100 円	
公衆電話所	1個1年につき	1,900 円		

郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790 円
工所用材料置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1月につき	230 円
その他の占用	占用面積1平方メートル1日につき	23 円

改正案

区分		単位	使用料
略			
公園施設の設置及び管理	公園施設の管理	略	
	建築物以外	1平方メートル 1年につき	150 円
都市公園の占用	電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本1年につき 950 円
		第2種電柱	1本1年につき 1,500 円
		第3種電柱	1本1年につき 2,000 円
		第1種電話柱	1本1年につき 850 円
		第2種電話柱	1本1年につき 1,400 円
		第3種電話柱	1本1年につき 1,900 円
		その他の柱類	1本1年につき 85 円
		変圧塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1年につき
ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36 円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51 円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77 円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100 円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150 円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200 円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000円
	公衆電話所	1個1年につき	1,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720円
	工所用材料置場その他これに類するもの	占有面積1平方メートル1月につき	240円
	その他の占有	占有面積1平方メートル1日につき	24円

(展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正)

第4条 展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第5条、第6条関係) 表略 備考 1・2 略 3 利用料金の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税_____の額が含まれるものとする。 4 略	別表第1(第5条、第6条関係) 表略 備考 1・2 略 3 利用料金の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。 4 略
別表第1の2(第5条、第6条関係) 表略 備考 1～3 略	別表第1の2(第5条、第6条関係) 表略 備考 1～3 略 4 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。
別表第2(第5条、第6条関係) 表略 備考 <u>この表の利用料金の上限額には、展</u>	別表第2(第5条、第6条関係) 表略 備考 _____

<p><u>望室及び付属設備に係る利用料金の額は、含まれないものとする。</u></p>	<p>1 <u>この表の利用料金の上限額には、展望室及び付属設備に係る利用料金の額は、含まれないものとする。</u></p> <p>2 <u>許可の期間が1月未満の場合における利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額に1.1を乗じて得た額とする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第5条 一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例(平成12年一宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>別表(第5条関係) 【別記 参照】 備考 (1)～(5) 略</p>	<p>別表(第5条関係) 【別記 参照】 備考 (1)～(5) 略 (6) <u>土地占用の期間が1月未満の土地占用についての土地占用料の額は、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	土地占用料の額 (単位 円)	
柱類、線類及び 塔類等	第1種電柱	1本1年につき	1,100	
	第2種電柱	1本1年につき	1,600	
	第3種電柱	1本1年につき	2,200	
	第1種電話柱	1本1年につき	940	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500	
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100	
	その他の柱類	1本1年につき	94	
	略			
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき		6
水路上に設ける変圧器	1個1年につき		920	

	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>	
	広告塔	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>2,300</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,900</u>	
地下に埋設する 管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>40</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>57</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>85</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>110</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>170</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>230</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>400</u>	
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>570</u>	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年に つき	<u>1,100</u>	
鉄道施設及び歩 廊施設類		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,900</u>	
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,100</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,900</u>	
露店、商品置場 等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面積1平方メー トル1日につき	<u>23</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1月につき	<u>230</u>	
広告物及び看板 類	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設けるも の	表示面積1平方メー トル1月につき	<u>230</u>
		その他のもの	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>2,300</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,500</u>

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>23</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>230</u>
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>23</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
工事用板囲い、足場等工事用施設			占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>

改正案

占用物件の種類	区分	単位	土地占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
	略		
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>5</u>
	水路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000
鉄道施設及び歩廊施設類			占用面積1平方メートル1年につき	1,700
通路等	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	工事用板囲い、足場等工事用施設			占用面積1平方メートル1月につき

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(一宮市道路占用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の一宮市道路占用条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占有に係る占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。
(一宮市法定外公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の一宮市法定外公共物管理条例の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占有に係る占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。
(一宮市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の一宮市都市公園条例の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占有に係る使用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額及び利用料金(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の上限額については、なお従前の例による。
(展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の展望塔の管理及び運営に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占有に係る利用料金(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の上限額については、なお従前の例による。
(一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占有に係る土地占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

議案第95号

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

大和町南高井地区整備計画区域における建築物の制限に関し必要な事項を新たに定めるため、本案を提出する。

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第3条関係) 【別記1 参照】	別表第1(第3条関係) 【別記1 参照】
別表第2(第4条―第9条の2関係) 【別記2 参照】	別表第2(第4条―第9条の2関係) 【別記2 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	区域
略	
大和町妙興寺地区整備計画区域	略

改正案

名称	区域
略	
大和町妙興寺地区整備計画区域	略
大和町南高井地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大和町南高井地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

【別記2】

現行

対象区域	制限
略	
大和町妙興寺地区整備計画区域の全域	略

改正案

対象区域	制限
略	

大和町妙興寺略 地区整備計画 区域の全域		
大和町南高井 地区整備計画 区域の全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。ただし、法別表第2(ぬ)項第3号(8の3)、(13)及び(13の2)並びに(る)項第1号に掲げるものを除く。) (2) 研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。) (3) 物流施設(法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。) (4) 前3号の建築物に附属するもの(法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。)
	敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、4メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、この限りでない。 (1) 守衛室等の用途に供するものであること。 (2) 軒の高さが2.5メートル以下であること。 (3) 床面積の合計が5平方メートル以下であること。

付 則

この条例は、令和5年1月4日から施行する。

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の制定について

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定めるため、本案を提出する。

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 緑の保全(第7条―第17条)
- 第3章 緑の創出(第18条―第27条)
- 第4章 緑の普及(第28条―第30条)
- 第5章 雑則(第31条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、緑地の保全及び緑化の推進について、基本方針を定め、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹林地、草地、水辺地その他これらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で又はこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。
- (2) 緑化 土地又は建築物その他工作物に、樹木、草花等を植栽することをいう。
- (3) 緑 土地又は建築物その他工作物に植栽されている樹木、草花等をいう。
- (4) 事業者 一宮市内において事業活動を行うものをいう。

(基本方針)

第3条 緑地の保全及び緑化の推進は、次に掲げる方針(以下「基本方針」という。)に基づき行うものとする。

- (1) 豊かな緑を良好な状態で保全するとともに、生物多様性の確保を推進し、将来の世代に継承すること。
- (2) 市民が健康でかつ豊かで快適な暮らしができるよう、新たな緑地空間を創出すること。
- (3) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市が緑の重要性を認識し、相互に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本方針に従い、緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、緑地の保全及び緑化の推進に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。
- 3 市は、緑地の保全及び緑化の推進に関し、市民等に対して啓発、知識の普及を図るとともに、意識の高揚が図られるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本方針に従い、緑地の保全及び緑化の推進に努めるとともに、市が実施

する緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本方針に従い、緑地の保全及び緑化の推進が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって緑地が損なわれたときは、自らの責務と負担において緑化に努めなければならない。

第2章 緑の保全

(保全すべき緑地の指定)

第7条 市長は、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める区域で、次の各号のいずれかに該当するものについて、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、保全すべき緑地として指定をすることができる。

(1) 風致及び景観に優れている区域

(2) 貴重な文化的遺産又は社寺その他郷土の伝統的な資産と一体となって良好な自然環境を有している区域

(3) 生物多様性の確保に必要な生物の生息及び生育地として保全する必要がある区域

2 前項の規定は、国又は地方公共団体の所有又は管理に係る区域については適用しない。

3 緑地の所有者等は、市長に対し、その所有又は管理する緑地について保全すべき緑地としての指定の申請をすることができる。

4 市長は、第1項の規定により保全すべき緑地の指定をしたときは、その旨を公告するとともに、所有者等に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により保全すべき緑地の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

(保全緑地の指定の解除又は変更)

第8条 市長は、前条第1項の規定により指定を受けた区域(以下「保全緑地」という。)の全部又は一部が同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、その指定を解除し、又は変更しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保全緑地の指定を解除し、又は変更することができる。

3 前条第4項の規定は、前2項の規定により指定を解除し、又は変更する場合について準用する。

(保全緑地の所有者等の責務)

第9条 保全緑地の所有者等は、当該保全緑地を適切に管理し、その保全に努めなければならない。

(保全緑地における行為の届出)

第10条 保全緑地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、事前に市長に届け出なければならない。

(1) 木竹の伐採

(2) 建築物その他工作物の築造

(3) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該保全緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- (1) 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- (2) 保全緑地の保護のための行為
- (3) 通常管理行為
- 3 前項第1号又は第2号の行為を行った者は、速やかに、市長に報告しなければならない。
- 4 保全緑地について、所有者等が変更したときは、新たに所有者等になったものは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- (保全緑地に関する支援)

第11条 市長は、保全緑地の所有者等に対し、保全緑地の保全を図るため必要があると認めるときは、その保全に必要な支援をすることができる。

(保存すべき樹木の指定)

第12条 市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木の所有者等の同意を得て、保存すべき樹木として指定をすることができる。

- 2 前項の規定は、次に掲げる樹木については、適用しない。
- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)、愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)又は一宮市文化財保護条例(昭和35年一宮市条例第20号)の規定により指定された樹木
- (2) 景観法(平成16年法律第110号)の規定により指定された景観重要樹木
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木で前2号に掲げるもの以外のもの
- 3 樹木の所有者等は、市長に対し、その所有又は管理する樹木について保存すべき樹木としての指定の申請をすることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により保存すべき樹木の指定をしたときは、その旨を公告するとともに、所有者等に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により保存すべき樹木の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければならない。
- (保存樹木の指定の解除)

第13条 市長は、前条第1項の規定により指定を受けた保存樹木(以下「保存樹木」という。)が同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保存樹木について滅失、枯死等により指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

- 2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木の指定を解除することができる。
- 3 前条第4項の規定は、前2項の規定により指定を解除する場合について準用する。
- (保存樹木の所有者等の責務)

第14条 保存樹木の所有者等は、当該保存樹木について枯渇の防止その他その保存に努めなければならない。

(保存樹木における行為の届出)

第15条 保存樹木の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に市長に届け出なければならない。

- (1) 枝の切除
 - (2) 移植
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、保存樹木の保存に影響を及ぼすおそれのある行為
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- (1) 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
 - (2) 保存樹木の保護のための行為
 - (3) 通常管理行為
- 3 前項第1号又は第2号の行為を行った者は、速やかに、市長に報告しなければならない。
- 4 所有者等は、保存樹木が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 保存樹木について、所有者等が変更したときは、新たに所有者等になったものは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹木に関する支援)

第16条 市長は、保存樹木の所有者等に対し、保存樹木の保存について、必要な助言又は指導を行うことができる。

- 2 市長は、保存樹木の所有者等に対し、保存樹木の保存のために必要があると認めるときは、その保存に必要な支援を行うことができる。

(市民緑地)

第17条 市長は、市民の利用に供する緑地として、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第55条第1項に規定する市民緑地(以下「市民緑地」という。)の設置に努めるものとする。この場合において、土地の所有者が市に無償で土地を貸し付けるときは、市長は、税を免除することができる。

- 2 市長は、法第60条第1項に規定する市民緑地設置管理計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が設置した市民緑地に対し、次の措置を講ずることができる。
- (1) 市民緑地の保全を図るため必要があると認めるときは、その保全に必要な支援をし、又は税を減額すること。
 - (2) 認定事業者が市民緑地を設置するために必要な整備費について、必要があると認めるときは、その整備費の一部を助成すること。
- 3 市長は、第1項の規定により市民緑地を設置したとき、又は前項の規定により認定事業者が市民緑地を設置したときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により市民緑地を設置したとき、又は第2項の規定により認定事業者が市民緑地を設置したときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

第3章 緑の創出

(公共施設の緑化)

第18条 市は、市が設置し、又は管理する学校、庁舎その他の公共施設及びその敷地について、緑化を行い、緑の適切な管理をしなければならない。なお、緑化に当たっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種による植栽に努めるものとする。

- 2 市は、国又は他の地方公共団体等が設置し、又は管理する公共施設及びその敷地について、地域の生態系に配慮するとともに、在来種による植栽などの緑化に努めるよう協力を求めるものとする。

(民間施設の緑化)

第19条 市民等は、その住居、事業所、営業所等の施設及びこれらの敷地について、緑化を行い、緑の適切な管理に努めなければならない。なお、緑化に当たっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種による植栽に努めるものとする。

(建築行為に係る緑化義務等)

第20条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認又は同法第18条第2項の通知を要する建築物について建築行為を行おうとする者(以下「建築行為者」という。)は、当該建築物及びその敷地について、規則で定める基準により、緑化(規則で定めるところにより、土地又は建築物その他工作物を芸術のために使用することを含む。以下この条から第24条までにおいて同じ。)を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為には、適用しない。

- (1) 建築物の修繕、模様替え、用途変更又は増築
 - (2) 仮設建築物の建築
 - (3) 自己の居住の用に供する専用住宅の建築
 - (4) 3千平方メートル未満の敷地における建築(市街化調整区域において倉庫を建築する場合を除く。)
- 2 前項第4号に規定する建築行為を行う建築行為者は、当該建築物及びその敷地について、規則で定める基準により、緑化を行うよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定により緑化を行った敷地又は建築物を所有し、管理し、及び使用する者は、当該敷地及び当該建築物において、緑(第1項の芸術を含む。)の適切な管理に努めなければならない。
- 4 第1項の規定は、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域については、適用しない。

(緑化の計画)

第21条 建築行為者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、緑化の計画を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、敷地面積が3千平方メートル未満の場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定する緑化の計画は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 建築行為者は、第1項の規定により承認を得た緑化の計画を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る緑化の計画を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 4 第1項の規定により承認を得た緑化の計画を廃止するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第22条 前条第1項の規定による緑化の計画の承認を得た建築行為者(次条において「承認建築行為者」という。)は、緑化が完了したときは、規則に定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の検査)

第23条 市長は、前条の規定により届出があったときは、この条例の施行に必要な限度において、承認建築行為者に報告若しくは資料の提示を求め、又はその職員に、緑化を行

った建築物若しくは敷地に立ち入りをさせ、若しくは検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(優良緑化建築物等の認定)

第24条 市長は、緑化の取組が優良である建築物又は敷地であると認められるもの(以下「優良緑化建築物等」という。)について、建築行為者の申請に基づき、優良緑化建築物等の認定をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により優良緑化建築物等の認定をしたときは、その旨を証する書面を建築行為者に交付し、広く一般に周知するものとする。

(指導)

第25条 市長は、建築行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- (1) 第21条第1項若しくは第3項に規定する承認を得ないとき、又は承認した内容に違反し、若しくはその履行をしないとき。
- (2) 第21条第4項若しくは第22条の規定による届出をしないとき、又は届出の内容に違反している、若しくは第23条第1項の規定による検査を拒んだとき。

(勧告)

第26条 市長は、建築行為者が前条の指導に従わないときは、勧告することができる。

(公表)

第27条 市長は、建築行為者が前条の勧告に従わないときは、建築行為者の意見を聴取した上で、当該勧告の内容及び勧告に従わない者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)その他規則で定める事項を公表することができる。

第4章 緑の普及

(市民等との協働)

第28条 市は、市民等が、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に積極的に参画できる体制の整備に努めなければならない。

- 2 市民等は、緑地の保全及び緑化の推進に関する市の施策に参画するよう努めるものとする。

(育成)

第29条 市長は、子どもたちに対して、市域の緑豊かな環境が将来にわたり保全され、かつ、増進されていくことの大切さを学習できる場を提供するよう努めるものとする。

- 2 市長は、子どもたちが地域において自ら緑に関する活動に取り組むための団体並びに緑地の保全及び緑化の推進を目的として活動する市民団体(以下「緑化団体」という。)の育成に努めるものとする。

(助成等)

第30条 市長は、緑地の保全及び緑化の推進を達成するため必要と認めるときは、市民等、緑化団体その他緑化の推進に寄与するものに対し、技術的助言及び指導をし、並びに財政的な支援をすることができる。

第5章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた緑化に係る届出その他の行為は、第21条第1項の規定による緑化の計画の提出及びその承認があったものとみなす。

議案第97号

一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市尾西公民館の名称を変更し、及び一宮市尾西生涯学習センターの会議室Fを廃止するため、本案を提出する。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例及び一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市公民館設置及び管理に関する条例(昭和30年一宮市条例第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第1条 略 2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】	第1条 略 2 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市尾西公民館	略
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市三条公民館	略
略	

(一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第55号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第7条関係) 尾西生涯学習センター施設使用料 (単位 円) 【別記 参照】 備考 略	別表第1(第7条関係) 尾西生涯学習センター施設使用料 (単位 円) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		午後5時までの4時間以内	午後5時から午後9時までの4時間以内
略			
5階	略		
		略	
	会議室E	1,680	2,210
	会議室F	840	950
	料理実習室	略	
略			

改正案

区分		午後5時までの4時間以内	午後5時から午後9時までの4時間以内
略			
5階	略		
	会議室E	1,680	2,210
	料理実習室	略	
略			

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和5年4月1日
 - (3) 第1条の規定 令和6年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市公民館設置及び管理に関する条例第1条第2項の表に規定する一宮市三条公民館の使用に係る手続は、前項第3号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について

次のとおり消防団において使用する小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 小型動力ポンプ付積載車(B2級)
- 2 台 数 2台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 29,917,200円
- 5 契約の相手方 一宮市時之島字中屋敷29番地
株式会社三陽商会

普通財産の無償譲渡について

次のとおり普通財産について、無償譲渡を行いたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

- 1 無償譲渡の目的
一宮市立黒田西保育園(公の施設としては、令和6年3月31日をもって廃止)について、老朽化した園舎の建替えを前提とした民間移管を行うため
- 2 無償譲渡に係る建物
 - (1) 所在地 一宮市木曾川町黒田字北宿四ノ切80番地
 - (2) 名称等 別紙目録記載のとおり
 - (3) 固定資産税評価額(令和4年3月31日時点) 7,387,147円
 - (4) 解体に要する費用(見込額) 24,390,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 3 無償譲渡の方法
随意契約
- 4 無償譲渡の相手方
社会福祉法人尾張中央福祉会
一宮市大和町苅安賀字角出80番地
- 5 無償譲渡とする理由
建物の解体に要する費用が建物の固定資産税評価額を上回ることになると見込まれることから、市が建物を解体するよりも建物を現状のまま無償譲渡を行う方が安価となるため
- 6 無償譲渡を行う日
令和6年4月1日

別紙目録

番号	名称	構造	階数	面積(m ²)	建築年月
1	保育室	木造	平屋建	122.76	S44.04
2	保育室	木造	平屋建	248.40	S44.04
3	遊戯室	木造	平屋建	151.47	S44.04
4	便所	木造	平屋建	8.10	S44.04
5	テラス	鉄骨造	平屋建	77.58	S44.04
6	廊下	木造	平屋建	14.40	S44.04
7	テラス	鉄骨造	平屋建	95.22	S44.04
8	乳児室	木造	平屋建	156.60	H11.04
9	ほふく室	木造	平屋建	38.70	H11.04

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 当事者

- (1) 原告 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
- (2) 被告 一宮市瀬部字山伏72番地2
株式会社エスフーズ

2 訴え(請求)の趣旨

- (1) 被告は、原告に対して、118,400円の金員を支払え。
上記の金額のうち、68,100円に対する令和3年4月1日から令和3年5月1日まで年2.5パーセントの割合による金員及び令和4年5月2日から支払済みまで年8.8パーセントの割合による金員を支払え。
上記の金額のうち、50,300円に対する令和3年5月15日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求めます。

3 訴え(請求)に至る経緯

一宮市(以下「原告」という。)は、地域企業の活力創造に資するための取組として、一宮市中小企業振興融資助成要綱、一宮市中小企業振興融資臨時助成要綱及び一宮市補助金等交付規則に基づき、愛知県信用保証協会の保証が付された融資を受けた中小企業に対し、信用保証料の助成を行っている。

株式会社エスフーズ(以下「被告」という。)は、平成30年9月10日に小規模企業等振興資金融資制度により融資を受け、平成30年9月28日に原告に対し、当該融資に係る信用保証料の助成の申請を行った。これを受けて、原告は、平成30年10月19日付けで被告に対し、繰上償還をした場合には助成金を返還しなければならないこと(一宮市中小企業振興融資助成要綱第9条第3号)を通知した上で、助成金197,500円を支給した。

また、被告は、令和2年4月27日にサポート資金セーフティネット融資制度により融資を受け、令和2年5月29日に原告に対し、当該融資に係る信用保証料の助成の申請を行った。これを受けて、原告は、令和2年6月10日付けで被告に対し、繰上償還をした場合には助成金を返還しなければならないことを通知した上で、助成金70,500円を支給した。

その後、原告は、被告が令和3年2月26日に繰上償還をしたとの情報を愛知県信用保証協会から得たことから、令和3年3月9日付けで被告に対し、補助金等変更決定兼返還命令

通知書により、令和3年3月31日を納付期限として平成30年10月19日付けで支給した助成金197,500円のうち68,100円の返還を求める請求を行った。また、原告は、令和3年4月21日付けで被告に対し、補助金等変更決定兼返還命令通知書により、令和3年5月14日を期限として令和2年6月10日付けで支給した助成金70,500円のうち50,300円の返還を求める請求を行った。

しかしながら、上記の各納付期限までに被告からの返還金の支払がないため、原告は上記の各納付期限後、督促状及び催告書の発送、被告の代表者との直接面談等を行ったが、未だ返還金は支払われていない。

そこで、一宮市中小企業振興融資助成制度及び一宮市中小企業振興融資臨時助成制度の原資は、市民の納めた貴重な市税であるから、返還金の速やかな支払を被告に求めるものである。

一宮市社会福祉センターききょう会館の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市社会福祉センターききょう会館の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年一宮市条例第21号)第1条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市社会福祉センターききょう会館	一宮市音羽1丁目5番17号

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

公益社団法人一宮市シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市桜1丁目12番1号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

エコハウス138及び一宮市ゆうゆうのやかたの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおりエコハウス138及び一宮市ゆうゆうのやかたの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例(平成12年一宮市条例第56号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
エコハウス138	一宮市奥町字八瀬割40番地1

- (2) 一宮市ゆうゆうのやかたの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第112号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市ゆうゆうのやかた	一宮市北今字再鳥一23番地

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 共同事業体の名称

シンコースポーツ・愛知県ビルメン組合グループ

- (2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
シンコースポーツ中部株式会社	名古屋市中区栄一丁目16番6号

- (3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
愛知県ビルメンテナンス協同組合	名古屋市東区葵三丁目12番7号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

一宮市総合体育館等の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市総合体育館等の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市総合体育館	一宮市光明寺字白山前20番地

- (2) 一宮市尾西スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第58号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市尾西スポーツセンター	一宮市西五城字中川田36番地

- (3) 一宮市木曾川体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第61号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市木曾川体育館	一宮市木曾川町門間字沼間35番地

- (4) 一宮市いきいきセンター等の設置及び管理に関する条例(昭和58年一宮市条例第8号)第2条第2項に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市木曾川いきいきセンター	一宮市木曾川町門間字沼間35番地

- (5) いちのみや中央プラザ体育館の設置及び管理に関する条例(平成30年一宮市条例第38号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
いちのみや中央プラザ体育館	一宮市野口1丁目6番22号

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称

ハマダスポーツ企画株式会社

- (2) 主たる事務所の所在地

名古屋市長久区猪高台一丁目1316番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

アイプラザ一宮の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおりアイプラザ一宮の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例(平成26年一宮市条例第17号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
アイプラザ一宮	一宮市若竹3丁目1番12号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 共同事業体の名称

JN共同事業体

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社JTBコミュニケーションデザイン	東京都港区芝三丁目23番1号

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社NTTファシリティーズ東海支店	名古屋市熱田区五本松町7番30号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

一宮市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市営住宅のうち改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)第3条に規定する市営住宅のうち次の改良住宅及び単独住宅並びにこれらに付随する共同施設

名 称	位 置
大山住宅	一宮市大赤見字大山7番地
島村住宅	一宮市島村字西山3番地
東加賀野井団地	一宮市東加賀野井字川原259番地
三ツ俣団地	一宮市富田字三ツ俣1460番地
東川原団地	一宮市東加賀野井字東川原158番地
黒田住宅	一宮市木曾川町黒田字西新田西ノ切16番地 1
内割田住宅	一宮市木曾川町内割田字宮ノ腰636番地

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

愛知県住宅供給公社

(2) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

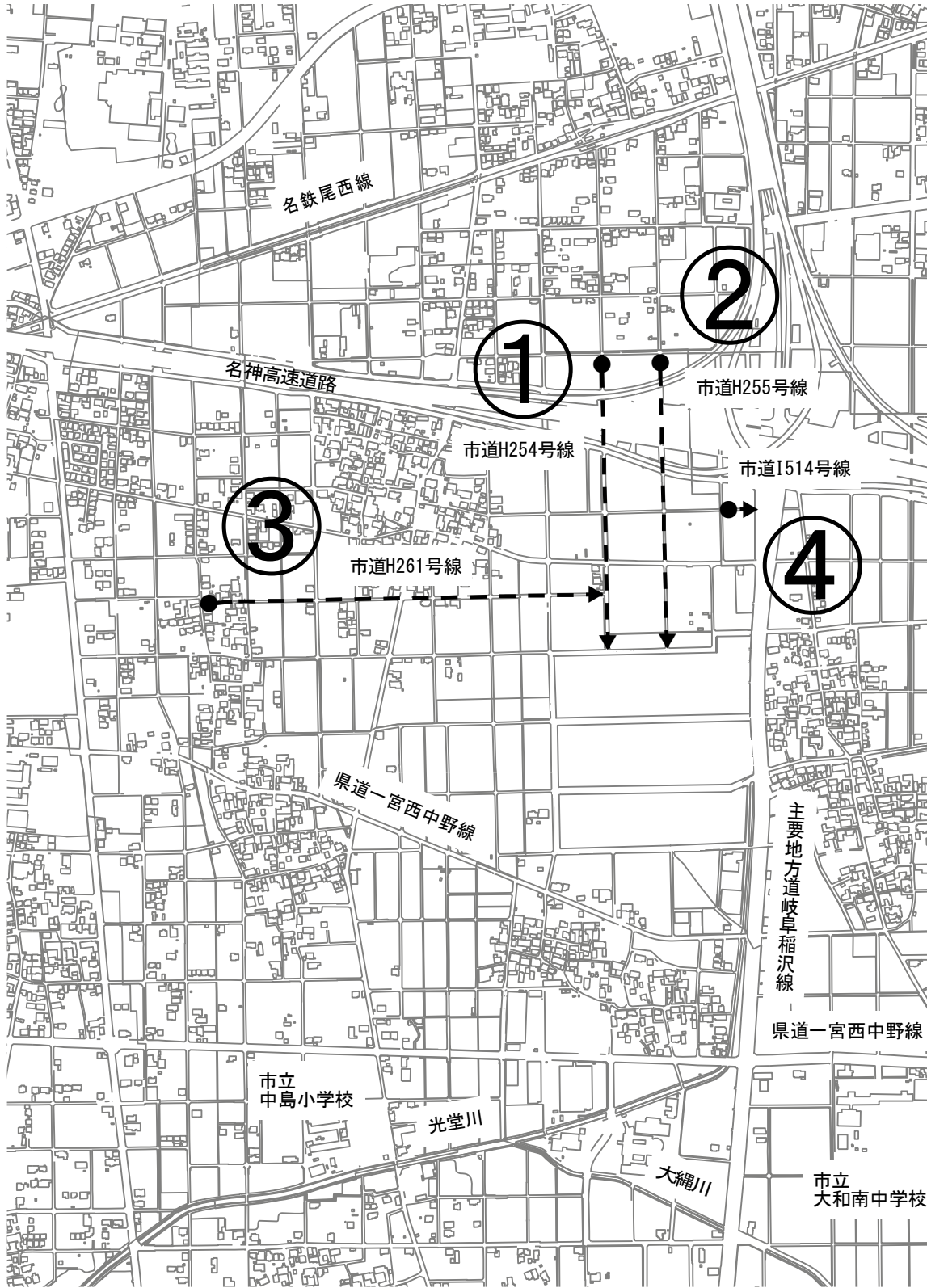
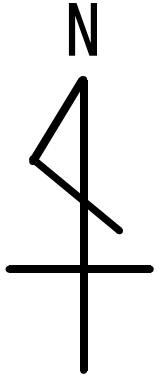
一宮市長 中 野 正 康

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

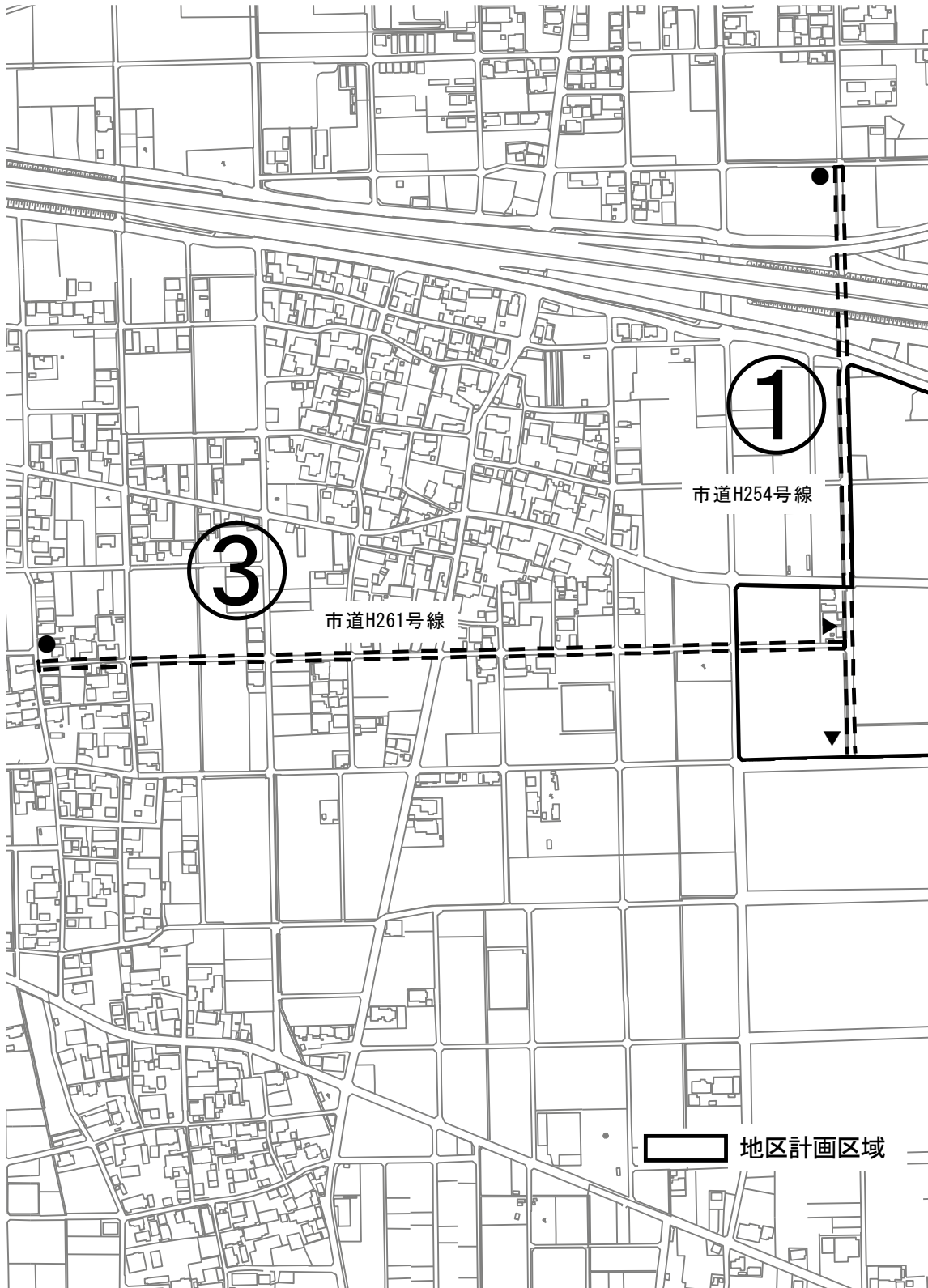
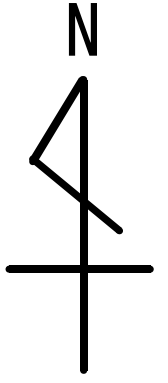
S=1/10,000



路線廃止

位置図

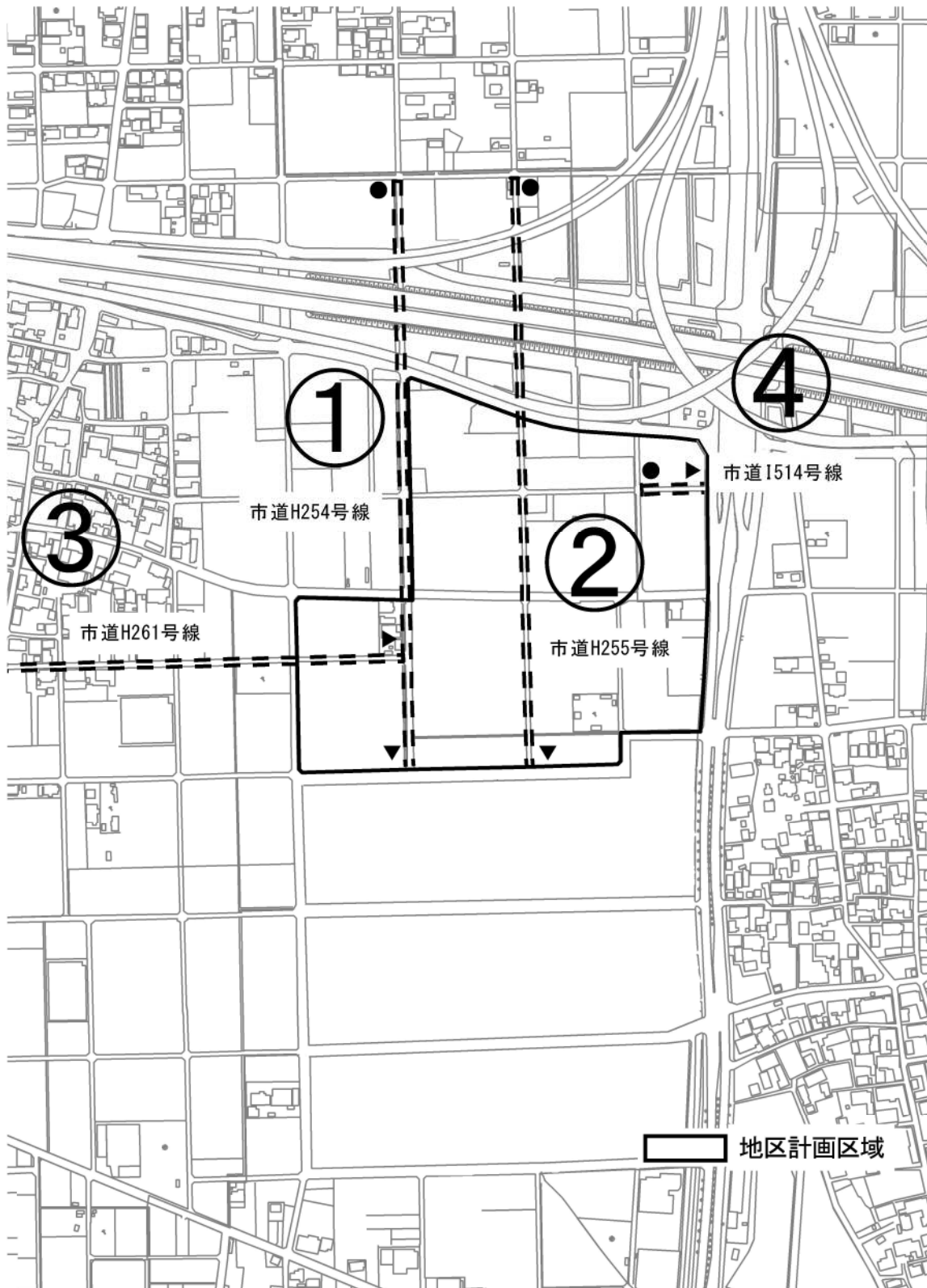
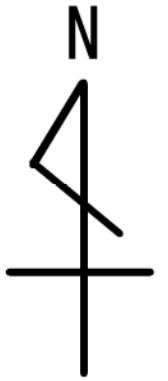
S=1/5,000



路線廃止

位置図

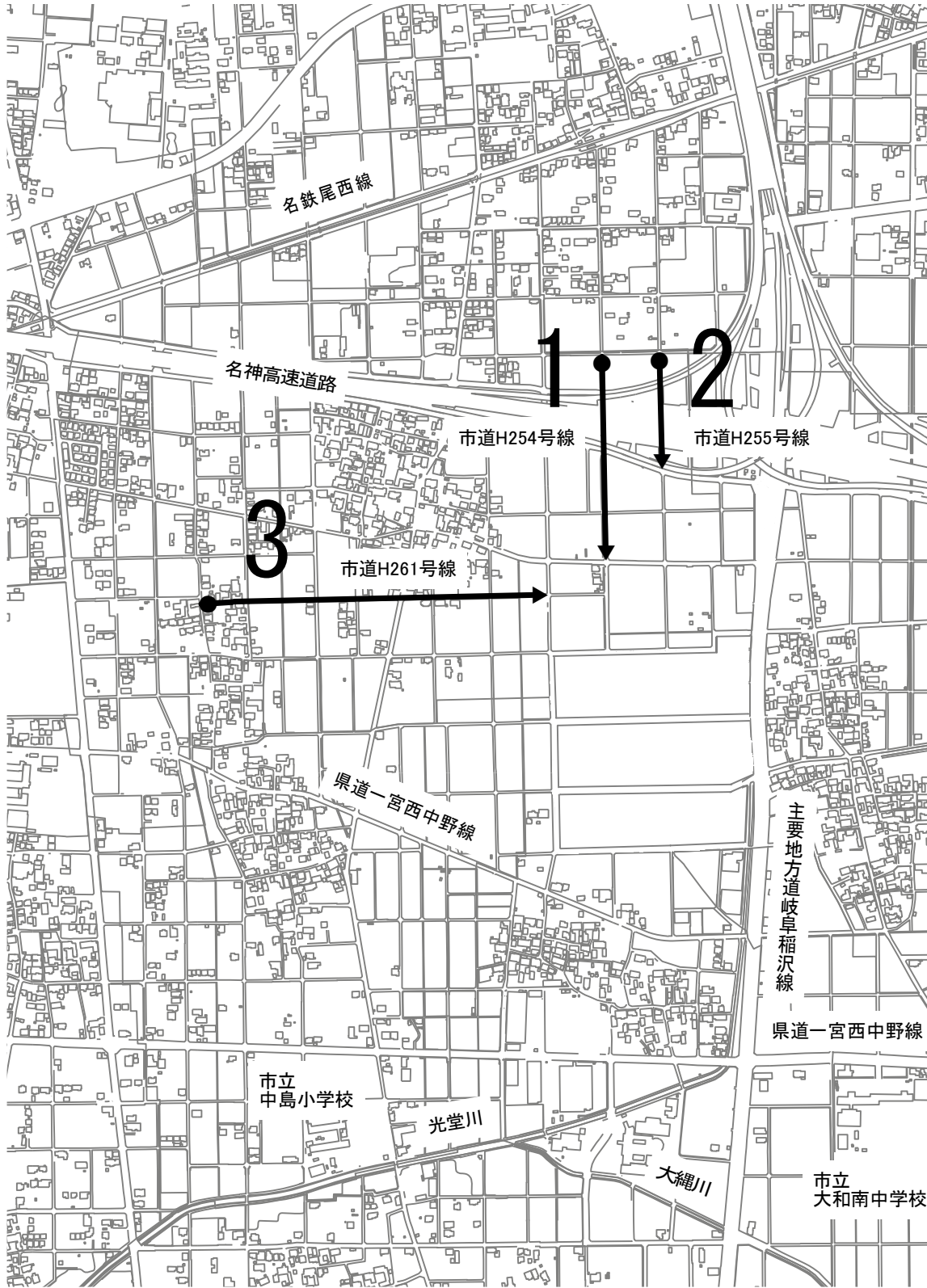
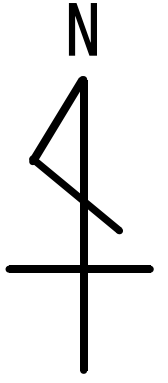
S=1/5,000



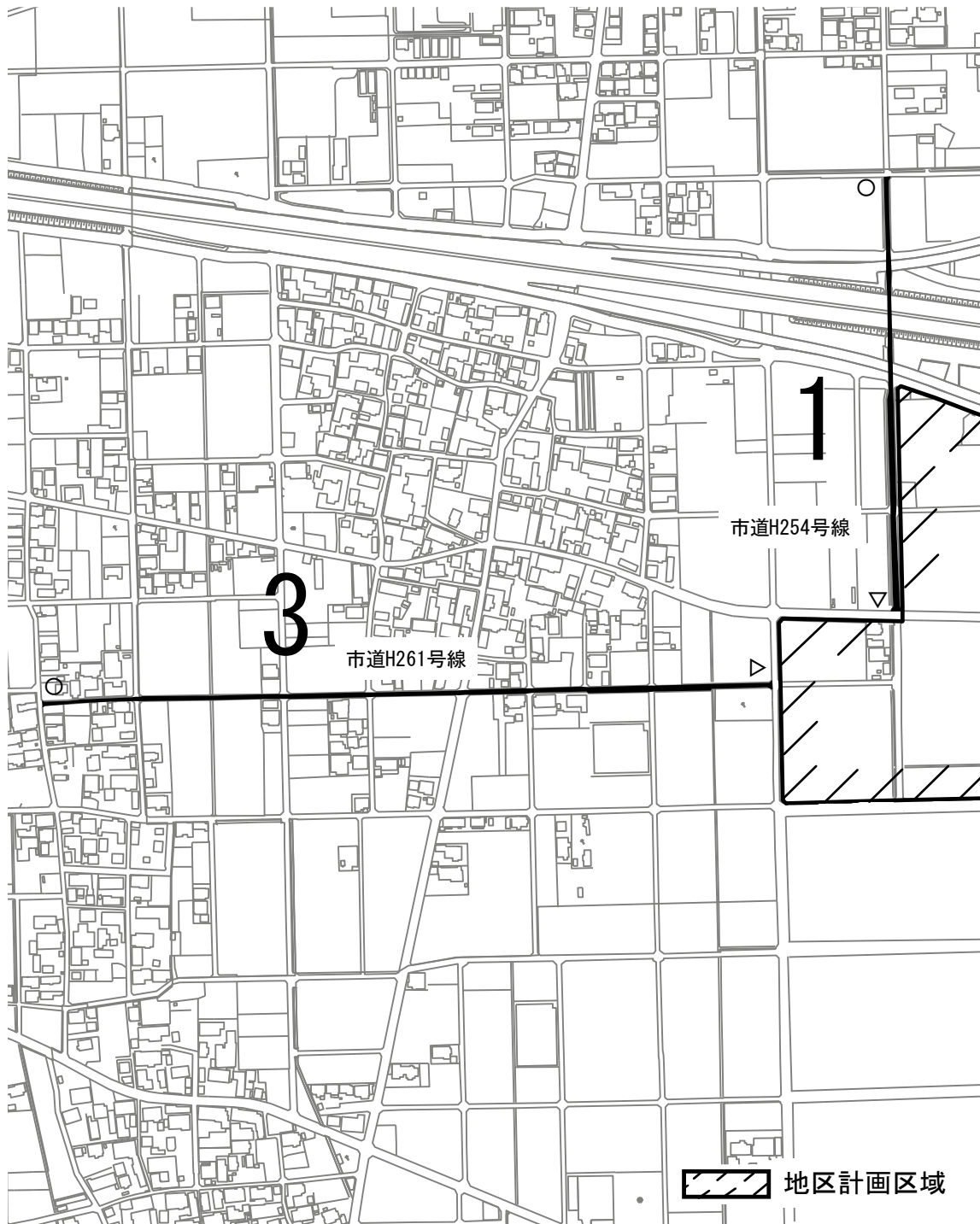
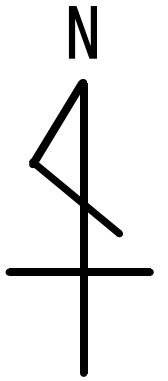
路線認定

案内図

S=1 / 10,000

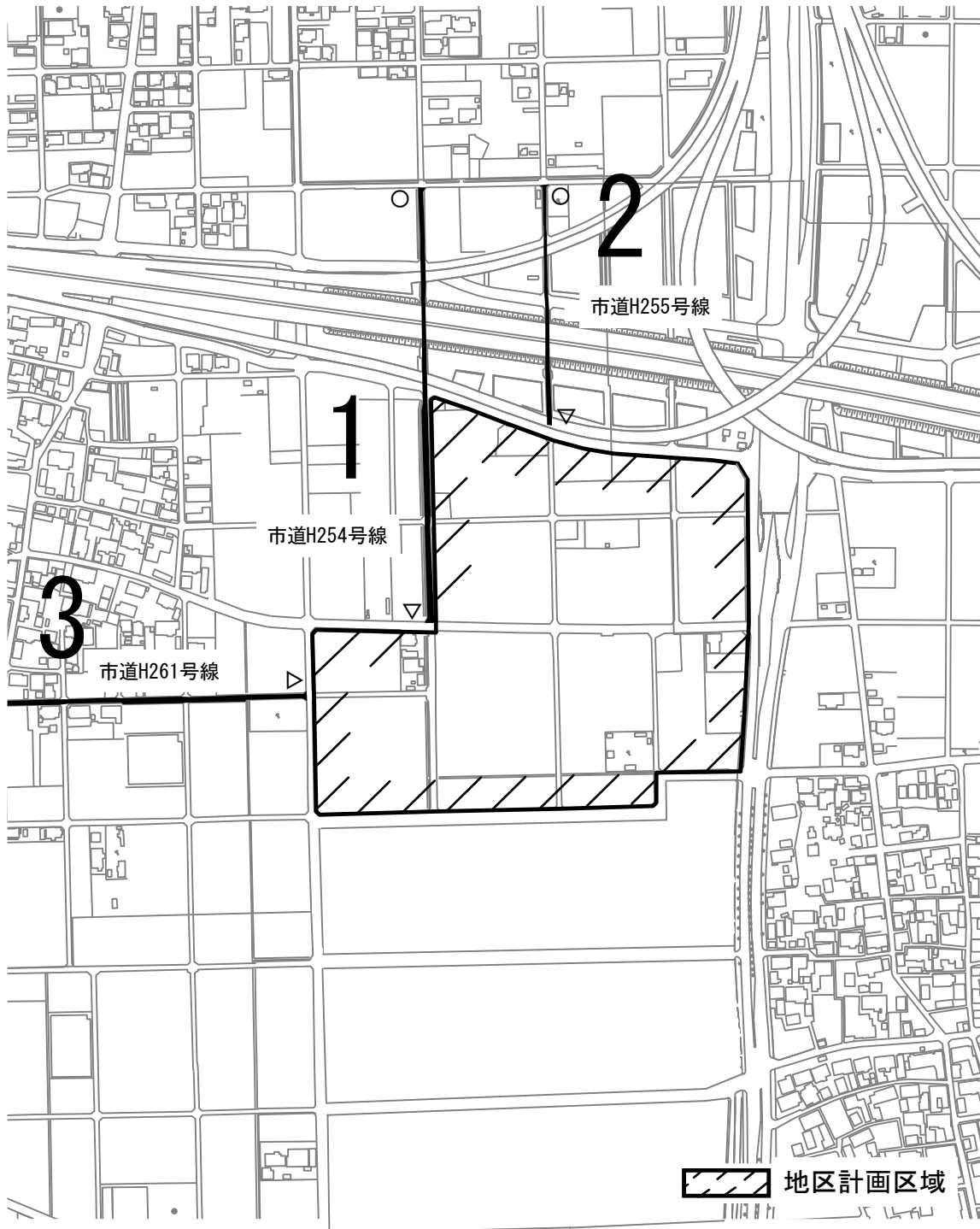
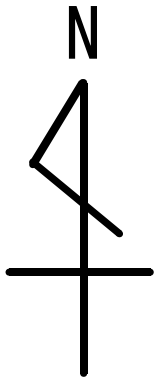


路線認定
位置図
S=1/5,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道H254号線	334.79	4.0~12.2	25.0
2	市道H255号線	185.85	4.0	8.2
3	市道H261号線	323.76	4.0	8.0

路線認定
位置図
S=1/5,000

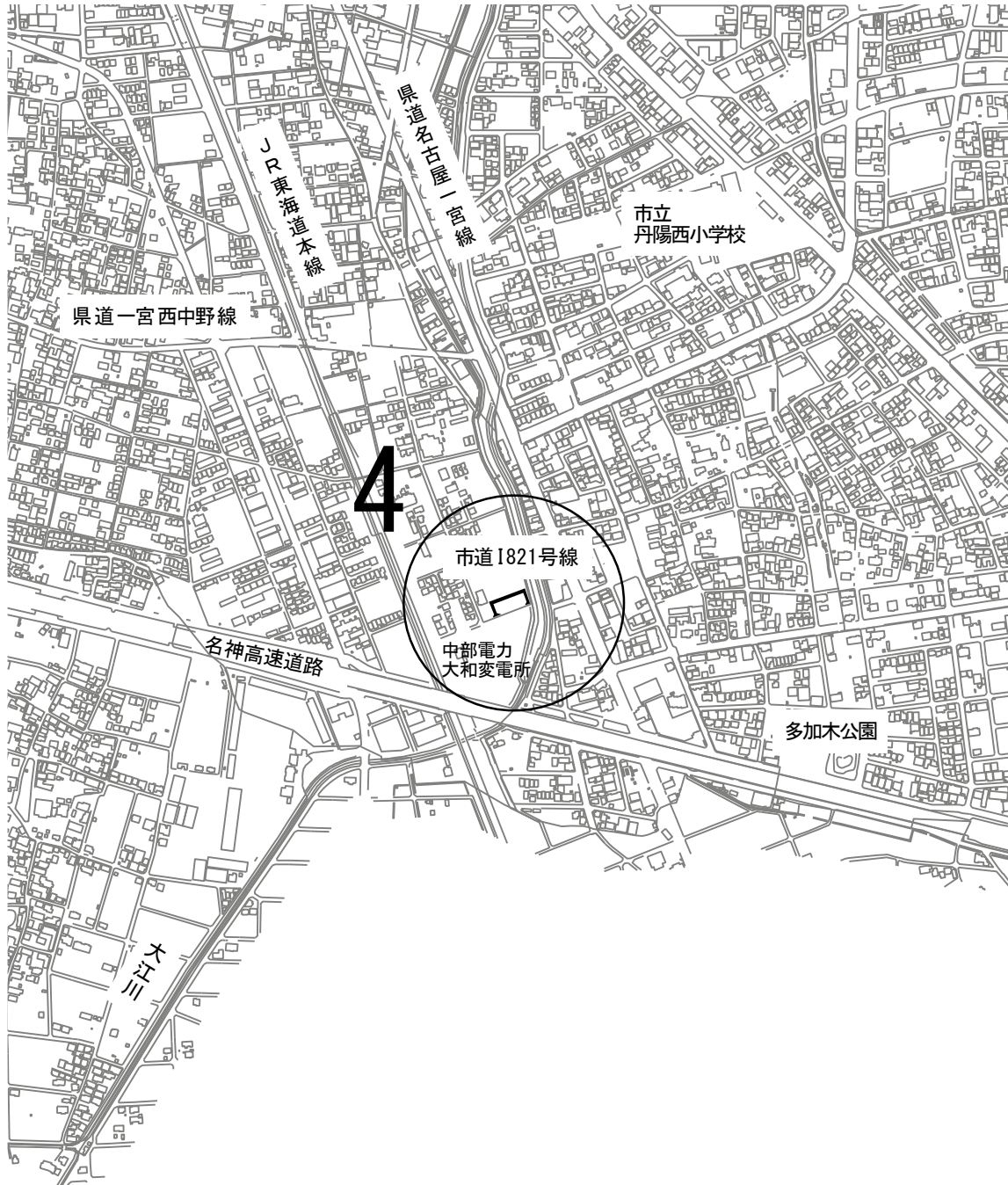
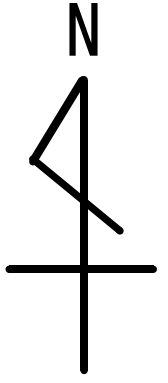


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道H254号線	334.79	4.0~12.2	25.0
2	市道H255号線	185.85	4.0	8.2
3	市道H261号線	323.76	4.0	8.0

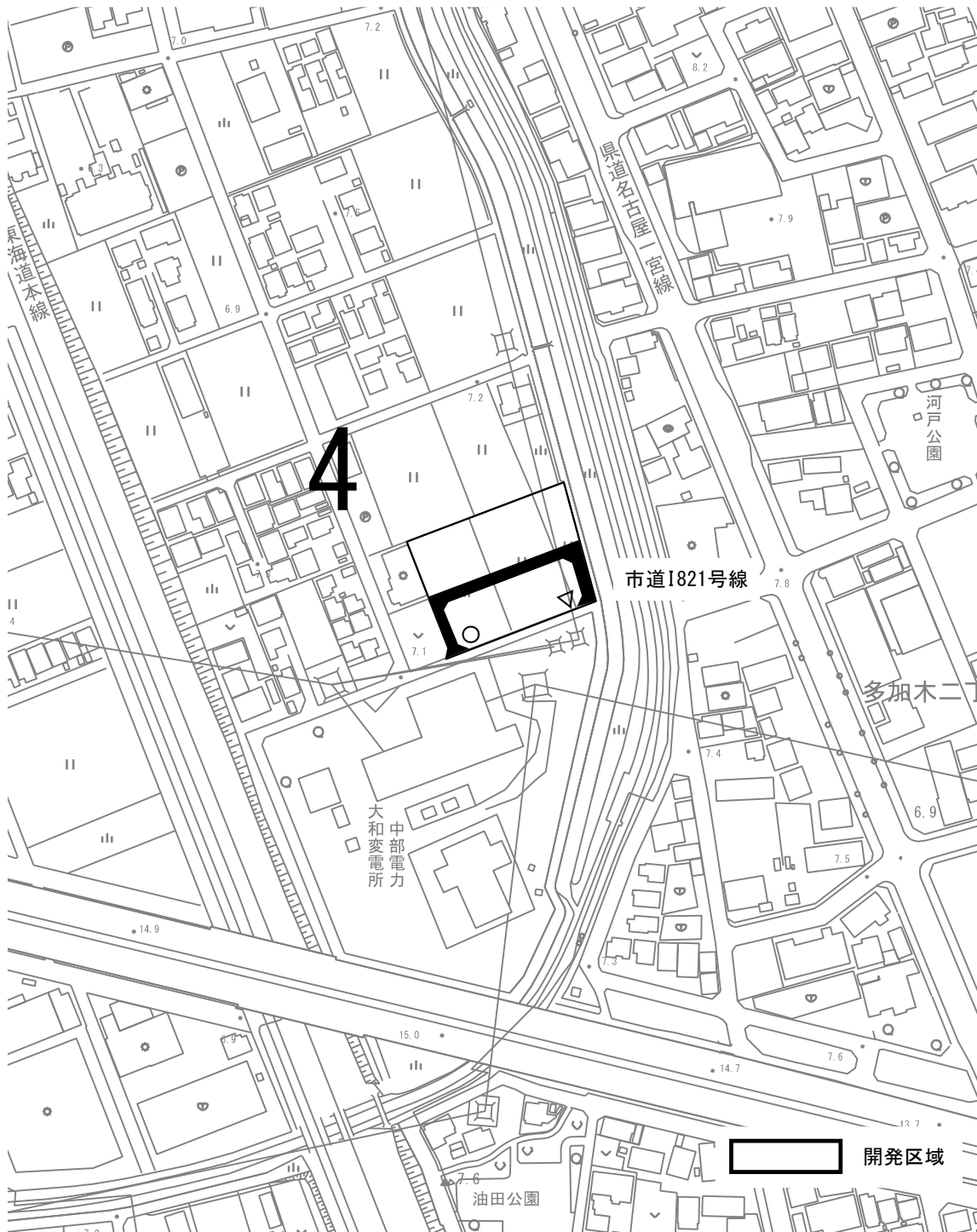
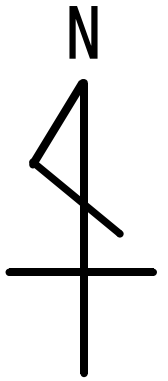
路線認定

案内図

S=1 / 10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
4	市道1821号線	99.98	4.5	起点 8.7 終点 7.8

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について

令和3年度決算における愛知県一宮市水道事業会計未処分利益剰余金568,161,964円のうち175,000,000円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について

令和3年度決算における愛知県一宮市下水道事業会計未処分利益剰余金635,205,644円のうち262,000,000円を資本金に組み入りたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

承認第6号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

令和4年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和4年10月12日専決)

令和4年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和4年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,100,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,958,196千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	25,124,063	2,100,124	27,224,187
	2 国 庫 補 助 金	5,960,630	2,100,124	8,060,754
	歳 入 合 計	130,858,072	2,100,124	132,958,196

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	54,868,698	2,100,124	56,968,822
	1 社 会 福 祉 費	15,680,494	2,100,124	17,780,618
	歳 出 合 計	130,858,072	2,100,124	132,958,196

1 総括
(歳入)

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	25,124,063	2,100,124	27,224,187
歳入合計	130,858,072	2,100,124	132,958,196

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 54,868,698	千円 2,100,124	千円 56,968,822
歳 出 合 計	130,858,072	2,100,124	132,958,196

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国県支出金	市債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
2,100,124				
2,100,124				

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2,100,124千円

2 項 国庫補助金

2,100,124千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	1,791,362	2,100,124	3,891,486
計	5,960,630	2,100,124	8,060,754

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補 助金	千円 2,100,124 * 235,411	○価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金（10／10）	千円 2,100,124

15款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

2,100,124千円

1 項 社会福祉費

2,100,124千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
6 臨時特別給 付金支給事 業費	千円 0	千円 2,100,124	千円 2,100,124	千円 2,100,124	千円	千円	千円
計	15,680,494	2,100,124	17,780,618	2,100,124			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 775 * 0	○会計年度任用職員報酬	千円 775
3 職員手当等	5,832 * 0	○時間外勤務手当	5,832
8 旅費	30 * 0	○会計年度任用職員通勤費	30
10 需用費	2,351 * 0	○消耗品費 ○印刷製本費 ○光熱水費	70 484 1,797
11 役務費	17,995 * 0	○通信運搬費 ○手数料 ○口座振替手数料	11,329 1,870 4,796
12 委託料	72,952 * 0	○価格高騰緊急支援給付金給付事務委託料 ○価格高騰緊急支援給付金システム構築業務委託料	58,289 14,663
13 使用料及び賃借料	189 * 0	○器具賃借料 ○電子複写機使用料	179 10
18 負担金、補助及び交付金	2,000,000 * 0	○価格高騰緊急支援給付金	2,000,000

3 款 民生費

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,008) 2,517	2,214,613	8,722,864	7,054,911	17,992,388	3,191,427	21,183,815	
補 正 前	(1,008) 2,517	2,213,838	8,722,864	7,049,079	17,985,781	3,191,427	21,177,208	
比 較	(0) 0	775	0	5,832	6,607	0	6,607	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	230,632	551,546	2,191,447	1,527,993	220,223	654,678	176,939
	補 正 前	230,632	551,546	2,191,447	1,527,993	220,223	648,846	176,939	35,826
	比 較	0	0	0	0	0	5,832	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	147,030	41,896	139,893	1,128,571	8,237	0	0
	補 正 前	0	147,030	41,896	139,893	1,128,571	8,237	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(37) 2,517	-	8,722,864	6,697,004	15,419,868	2,917,671	18,337,539	
補 正 前	(37) 2,517	-	8,722,864	6,691,172	15,414,036	2,917,671	18,331,707	
比 較	(0) 0	-	0	5,832	5,832	0	5,832	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	230,632	551,546	1,833,540	1,527,993	220,223	654,678	176,939	35,826
	補 正 前	230,632	551,546	1,833,540	1,527,993	220,223	648,846	176,939	35,826
	比 較	0	0	0	0	0	5,832	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	147,030	41,896	139,893	1,128,571	8,237	0	0
	補 正 前	0	147,030	41,896	139,893	1,128,571	8,237	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(971) 0	2,214,613	0	357,907	2,572,520	273,756	2,846,276	
補 正 前	(971) 0	2,213,838	0	357,907	2,571,745	273,756	2,845,501	
比 較	(0) 0	775	0	0	775	0	775	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	-	0	357,907	-	-	0	0	0
	補 正 前	-	0	357,907	-	-	0	0	0
	比 較	-	0	0	-	-	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付 職員業績 手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-
	補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-
	比 較	0	0	0	-	0	-	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	1 給与改正に伴う増減分	0		給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期
		2 昇給に伴う増加分	0		
		3 その他の増減分	0		
職 員 手 当	5,832	1 制度改正に伴う増減分	0		
		2 その他の増減分	ア 会計年度任用職員以外の職員 5,832	○時間外勤務手当 5,832,000円	
			イ 会計年度任用職員 0		

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年11月29日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 4.9.7	令和 4.6.3	交通事故	なし	スポーツ課
令和 4.10.20	令和 4.8.15~ 令和 4.8.18	窃盗及び建造物侵入	なし	保育課
令和 4.10.29	令和 4.5.1	契約解除	なし	契約課

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 4.9.5	令和 4.6.6	交通事故	261,129円	96,030円	学校教育課
令和 4.9.6	令和 4.7.2	車両事故	12,100円	12,100円	維持課
令和 4.9.8	令和 4.7.23	車両損傷事故	169,143円	169,143円	高年福祉課
令和 4.9.13	令和 4.7.27	救助活動中の居宅損傷事故	36,822円	36,822円	木曾川消防署
令和 4.10.11	令和 4.8.25	交通事故	227,000円	143,000円	道路課